保護者用 ver1.2

学習用タブレット端末の利用規定

和光市教育委員会

和光市教育委員会

学習用タブレット端末利用規定

1. 目的

・本規定は、学習用タブレット端末の利用に伴う、情報の漏えい・改ざん・破壊・紛失を防止し、 学習活動として有機的に活用することを目的に定めるものである。

2. 所有者及び管理責任者

- ・本タブレット端末の所有は、和光市教育委員会とする。
- ・管理責任者は、各学校長とする。
- ・持ち帰り時は、各家庭の責任とする。

3. 対象者

和光市立小学校及び中学校に在籍し、学習タブレット端末を利用する全ての児童生徒。

4. 対象機器等

令和2年度以降に導入した学習用タブレット及び付属品。

5. 遵守事項 (利用における注意事項)

【学習用タブレットの使用】

- (1) 学習用タブレットとして校内、校外で利用するものは、和光市教育委員会より貸与したタブレット端末とし、個人所有のタブレット及びスマートデバイスは利用しないこと。
 - 現在使用している学習用タブレットは令和8年3月まで使用することから、以下の点に注意し利用すること。
 - ・本体を保護する観点から、タブレットケースを装着を推奨する。
 - ・本体及びカバーに ID シールが添付されているが、これを剥がしたり、これ以外にシールを 貼ったり、文字を書いたりしないこと。(学校で管理責任者が端末を管理するためにシール を貼ることは認める。)
 - ・本体以外にタブレットケース、充電アダプターを貸与するので、各自 紛失しないよう管理 すること。
 - *タブレット端末以外の付属品の紛失については、「6.保守管理の規定」に準ずる。
 - ・タブレット端末を落としたり、水にぬらさないように十分注意すること。
 - ・転出・卒業時、端末入れ替え時には、本体・ACアダプタ、本体以外にタブレットケース、 充電アダプター等を学校へ返却すること。
 - ・保証対象外となる附属品 (タブレットケース、充電アダプター等) については、破損・紛失 した場合に同等品の購入が必要であること。
 - ・附属品については劣化が著しいと認められる場合についても同等品の購入が必要となる場合 があることを理解し、同意したうえで使用すること。
- (2) 学校から指示の無いファイルダウンロード・ソフトインストール・アンインストール等は禁止とすること。
- (3) タブレット端末を持ち帰った場合、保管については、必ず保護者の目の届く場所に保管する

こと。

- (4)学習用タブレットは、授業中及び家庭学習やその他学校からの指示があるときでの使用とし、 学習に関係のないことでは使用しないこと。
- (5) 家庭において、タブレットに障害や事故等が発生した場合には、速やかに家庭から学校に連絡すること。

6. 保守管理(不具合や故障「破損、紛失、盗難含む」)

【タブレット端末が故障した場合】*和光市「持ち帰りタブレットガイド」 p.3参照。

- ・タブレット端末が故障した場合は、速やかに学校に連絡をすること。
- ・故障は、原則として無償交換となる。ただし、<u>端末の改造や故意による破損等、正規以外の使用での修理(液晶交換など)を行った場合、本体価格と同額の有償修理となる</u>ので、絶対に行わないこと。
 - *タブレット端末本体(ハードウェア)の故障や破損、それに起因するトラブルではないと判断される場合、対象外になることがある。

【タブレット端末を紛失した場合・盗難にあった場合】

- *和光市「持ち帰りタブレットガイド」 p.3 参照。
 - ・紛失の場合は保証対象外となり、本体価格と同額の費用負担が発生する。ただし、盗難による 紛失の場合は、警察署へ盗難届を提出をしたうえで、一定期間発見されなかった場合に保証の 適用となる。
 - *盗難による紛失のみ保証対象となる。
 - *盗難においても、タブレット端末以外の付属品は保証対象外。
 - *盗難・紛失の場合、「紛失受理番号」の確認が必要となるため、必ず警察署へ届け出ること。

【タブレット端末以外の付属品が破損・紛失、盗難にあった場合】

- ・タブレット端末以外(タブレットケース、充電アダプター、マウス、タッチペン)が破損・紛失、盗難された(見つからなかった)場合は、本体価格と同額の費用が発生する。
- ・対象者が児童生徒であった場合、上記に規定する費用が掛かった場合は、対象者の保護者の支 払うこと。
 - *和光市「持ち帰りタブレットガイド」 p.4 参照。

7. 学習用タブレット端末に導入するソフトウェア

- ・学習用タブレット端末には、学校が定めるアプリケーション以外を導入しないこと。
- ・アプリケーションは、学校管理責任者の許可を得ることなくインストールおよびアンインストー ルしないこと。

8. 学習用タブレット端末の他者への利用制限

- ・学習用タブレット端末は、利用する児童生徒のものであり、第三者が無断で学習用タブレットを 利用してはならないこと。
- ・ロック機能は学校が定めた通りに使用し、ロック解除方法が第三者に漏れないようにすること。
- ・学習用タブレット端末は、共用利用ではないので、他者との貸し借りはしないこと。
- ・他者の学習用タブレット端末を使用することは「なりすまし」行為に相当する点を注意すること。

9. 授業中以外の使用と管理

- ・学習用タブレット端末は、授業や家庭学習などで使用すること。
- ・放課後は、学習に適切な場所で利用すること。持ち運びの際は、鞄にしまうなど、盗難・紛失・ 破損に気を付けるとともに、普段から丁寧に使用することを心掛けて各個人できちんと管理する こと。

10. 健康のために

- ・家庭で学習用タブレット端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎない(目と端末の画面との距離を30cm以上離す)ようにすること。なお、就寝の1時間前には使用させないこと。
- ・30分に一度は、20秒以上画面から目を離し、遠くの景色を見るなど、目を休ませること。
- ・使用する時間は保護者とよく話し合い、長時間使用せず細かく休憩をしながら使用すること。

11. 安全な使用

- ・通学時の交通機関(*公共交通機関等を使用している場合)や人混みでは、盗難に遭わないようにすること。
- ・歩きながらタブレット端末を使用することは大変危険なので行わないこと。
- ・校外で利用する場合は、盗難・紛失防止のため学習用タブレットは常に手元に置き、放置しない ようにすること。
- ・紛失、盗難に気付いた場合は、学校へ速やかに連絡すること。
- ・家庭での利用は、学習用であることを十分に認識した上で適切に利用すること。
- ・駅構内やコンビニなどにあるフリーWi-Fi などは、ウイルス感染や I D乗っ取りの危険があるので繋げないこと。
- ・インターネットには制限をかけているが、万が一あやしいサイトに入ってしまったときにはすぐ に画面を閉じ、保護者に知らせ、学校へ連絡すること。
- ・学校に関係のないサイトの閲覧・利用、SNS や掲示板等への書き込み、写真・動画の配信は禁止とすること。
- ・USBメモリ等の外部記録媒体の接続をしないこと。

12. 学習用タブレットの改造の禁止

- ・学習用タブレットのソフトウェアやハードウェアの改造を行わないこと。 (*保証の対象外となる)
- ・学習用タブレットの設定を変更しないこと。

13. クラウドの利用

- ・クラウドサービス利用の主な目的は、学習プロセスの記録と学習成果物の保存であるので、使用 にあたっては学習ログの保存等について同意すること。
- ・学校が許可したクラウドサービスを利用すること。
- ・クラウドサービスを利用するためのアカウント・パスワードは、第三者に知られないよう適切に 管理すること。

14. 個人情報

・タブレット端末を他人に貸したり、使用させたりしないこと。

- ・自分や他人の個人情報である自宅住所や電話番号、携帯電話番号、各種アカウント、パスワード や個人を特定できる情報等をインターネット上に記載しないこと。
- ・インターネット上でトラブルが生じたり、不審な通知が届いたりした場合には直ちに学校に連絡 すること。
- ・各機能、サービスを利用するためのアカウントは、各個人に配付されることから、アカウント、 パスワードなど他人に知られないように、各家庭で保管すること。
- ・情報を発信する場合は、人権及び著作権等に十分配慮し、基本的モラルに配慮すること。
- ・タブレット端末において使用されているクラウドサービスにおいて、ログイン履歴やコンテンツ 利用履歴、授業への参加履歴等の情報を収集することについて理解し、同意すること。

15. 禁止事項

- ・インターネット上で他人を誹謗中傷したり、他人に不快感を与えたりするような発言をしないこと。
- ・インターネットに発信する場合、その内容は、国内はもとより世界中に伝送される可能性がある ことに留意し、自らが責任を持てる内容に限ること。他人の著作権を侵害するような行為をしな いこと。*写真や画像(イラスト等も含む)、文献等の使用も留意すること。
- ・次の接続先へのアクセスは禁止する。
- ① 有料データベース ② オンラインショッピング ③ アダルトサイト
- ④ ゲーム ⑤ その他、学習する上でふさわしくないと思われる接続先
- ・使用権のないコンピュータへの侵入など、正常な運用を阻害する行為をしないこと。
- ・他人のアカウントやパスワードでクラウドサービス等を使用しないこと。また、他人に自分のア カウントやパスワードを使用させないこと。
- ・自分のアカウントを利用して他の端末にログインすることは禁止する。
- ・いかなる場合も学校の許可なしに他の情報機器を接続しないこと。
- ・学校から指示の無いファイルダウンロード・ソフトインストール・アンインストール等は禁止と する。
- ・学校に関係のないサイトの閲覧・利用、SNS や掲示板等への書き込み、写真・動画の配信は禁止とする。

16. カメラでの撮影について

・課題等でカメラ機能を使用する場合やカメラで誰かを撮影するときは、必ず撮影する相手の許可を得ること。

17. データの保存について

・タブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学 習で学校が許可したものだけを保存すること。

18. 進級時の取扱い及び転出・卒業時、端末入れ替え時の返却について

- ・進級時は、使用していた児童生徒が継続して使用すること。
- ・転出・卒業する際、端末の入れ替え時は、貸与されているものをすべて学校へ返却すること。
- ・返却時に貸与されているものが不足している場合や破損した場合は、同額品を購入して返却する こと。

・返却時に貸与されているものに著しい劣化が認められる場合は同額品を購入して返却する場合があることをあらかじめ承知しておくこと。

19. 同意書の提出

・タブレット端末借用の同意書について、「学習用タブレット端末の利用規定」及び和光市「持ち帰 りタブレットガイド」の確認事項に同意の上、提出すること。

20. 使用の制限について

・学習用タブレット端末の利用規定及び和光市「持ち帰りタブレットガイド」が守られない場合 は、タブレット端末の使用を制限すること。

21. その他

- ・使用については、「和光市教育委員会学習用タブレット利用規定」及び「持ち帰りタブレットガイド」に準じる。
- ・「和光市教育委員会学習用タブレット利用規定」及び和光市「持ち帰りタブレットガイド」に記載の無い事項については、適宜、教育委員会で協議決定する。

附則

- この利用規定は、令和3年4月1日から施行する。
- この利用規定は、令和4年4月1日一部改定し、施行する。
- この利用規定は、令和5年4月1日一部改定し、施行する。